

第8章. 生活排水処理基本計画

第1節. 基本方針

区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行っていきます。

第2節. 基本計画

区では、くみ取りし尿の家庭からの排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集・運搬体制を有している自治体に委託し、収集・運搬を行います。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者[※]が収集・運搬します。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合[※]又は一般廃棄物処分の許可業者[※]が行います。

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者 [※]	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者 [※]	一般廃棄物処分業の許可業者 [※]
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者 [※]	一般廃棄物処分業の許可業者 [※]
			東京二十三区清掃一部事務組合

